

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	愛川町
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	67-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/soshiki/soumu/gyousei/gyousei/info/mynumber/1451018508112.html

執行機関名 愛川町長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年3月31日条例第9号)による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例(平成27年10月20日条例第71号)別表第1の1 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年3月31日条例第9号)による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)第1条	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年3月31日条例第9号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、県が、在宅の重度障害者等に対し、神奈川県在宅重度障害者等手当を支給することにより、在宅の重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年3月31日条例第9号) 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則(昭和44年3月31日規則第24号) 事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日 条例第41号) 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年3月31日 規則第39号)